

事 務 連 絡  
令和2年11月16日

(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課  
観 光 庁 観 光 産 業 課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る  
宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡について

令和2年7月28日付「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等への連絡について（情報提供）」等により、これまで旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る連絡については、「保健所」や「帰国者・接触者相談センター」へ連絡いただくようお願いしてましたが、季節性インフルエンザ流行期も見据え連絡先が以下のとおりとなりますので、周知いたします。

つきましては、貴団体加盟宿泊施設に、あらかじめ、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの連絡先や受付時間（休日や夜間を含む。）をご確認いただくよう、周知にご協力をお願いいたします。

記

宿泊客に発熱や感冒症状などがある場合、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センター（※）に連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が医療機関を受診する場合であっても、当該宿泊客を医療機関まで送迎する必要はありません。受診者自身が自家用車等を利用して医療機関へ向かうことになっています。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のための搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの受診・相談センター、保健所にお問い合わせ下さい。

※ 宿泊客に発熱や感冒症状がでた場合に備え、あらかじめ、宿泊施設近隣の複数の医療機関の連絡先及び電話対応時間を確認しておくことが重要です。

宿泊施設近隣の医療機関につながらない場合は、受診・相談センター（基本的には、旧帰国者・接触者相談センターが引き続き体制を維持しております。）に連絡してください。

なお、受診・相談センターの連絡先の電話番号は自治体によって、昼間と夜間、休日の番号が異なることがありますので、あらかじめ自治体HPなどにより確認してください。

以上